

下野市国民保護計画 新旧対照表

修正前（旧）	修正後（新）
<p>第1編 総論</p> <p>第3章 市の事務の大綱等</p> <p>国民の保護に関する措置の仕組み (図中)</p> <p>※防災行政無線、公共ネットワーク、衛星通信等を活用するとともに、情報伝達システムの改善に向けた検討、整備に努める</p>	<p>第1編 総論</p> <p>第3章 市の事務の大綱等</p> <p>国民の保護に関する措置の仕組み (図中)</p> <p>※緊急ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、防災行政無線、公共ネットワーク、衛星通信等を活用するとともに、情報伝達システムの改善に向けた検討、整備に努める</p>
<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>(1) 地形</p> <p>本市は、関東平野の北部、栃木県の中南部に位置する。都心から約 85km の距離にあり、首都圏の一端を構成している。</p> <p>市域は、南北約 15.2km、東西約 11.5km で、北は県都宇都宮市、南は小山市、東は二宮町と上三川町、西は栃木市と壬生町に接し、面積は <u>74.58 km²</u>である。</p> <p>東に鬼怒川と田川、西に思川と姿川が流れる高低差の少ない、古来から開けた平坦で安定した、自然災害の少ない地域である。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 人口分布</p> <p>平成 17 年の国勢調査による総人口は <u>59,125</u> 人であり（合併前の旧国分寺町、石橋町、南河内町の合計）、平成 7 年の <u>54,709</u> 人に対し、約 4,400 人、8.0% の増加を示し、県全体の同期間の増加率 1.6% を大きく上回っている。また世帯数は、<u>19,370</u> 世帯であり、増加幅は縮小しているものの、依然として増加基調にある。</p> <p>年齢別 3 階層人口では、平成 12 年で老人人口（65 歳以上）が <u>14.6%</u>、年少人口（0～14 歳）が <u>17.4%</u> であり、老人人口の増加と年少人口の減少の傾向が進んできている。</p> <p>地区別人口 (別図表 1)</p>	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>(1) 地形</p> <p>本市は、関東平野の北部、栃木県の中南部に位置する。都心から約 85km の距離にあり、首都圏の一端を構成している。</p> <p>市域は、南北約 15.2km、東西約 11.5km で、北は県都宇都宮市、南は小山市、東は<u>真岡市</u>と上三川町、西は栃木市と壬生町に接し、面積は <u>74.59 km²</u>である。</p> <p>東に鬼怒川と田川、西に思川と姿川が流れる高低差の少ない、古来から開けた平坦で安定した、自然災害の少ない地域である。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 人口分布</p> <p>国勢調査によると、平成 12 年(57,447 人)以降、増加傾向にあったものの、平成 27 年は <u>59,431</u> 人、令和 2 年は <u>59,507</u> 人と、近年はほぼ横ばいで推移している。また令和 2 年の世帯数は、<u>23,497</u> 世帯であり、平成 27 年(21,394 世帯)以降も依然として増加基調にある。</p> <p>年齢別 3 階層人口では、令和 2 年で老人人口（65 歳以上）が <u>25.1%</u>、年少人口（0～14 歳）が <u>11.8%</u> であり、老人人口の増加と年少人口の減少の傾向が進んできている。</p> <p>総人口・世帯数 (別図表 1)</p>

修正前（旧）	修正後（新）								
<p>下野市概要図 <u>(別図表 2)</u></p>	<p><u>年齢別人口</u> <u>(別図表 1)</u> <u>(削除)</u> <u>(別図表 2 削除)</u></p>								
<p>第5章 市国民保護計画が対象とする事態</p> <p>1 武力攻撃事態 <u>(新規)</u> ①～④ (略) <u>(新規)</u> <u>(新規)</u></p>	<p>第5章 市国民保護計画が対象とする事態</p> <p>1 武力攻撃事態</p> <p><u>(1) 武力攻撃事態の類型</u> ①～④ (略)</p> <p><u>(2) NBC攻撃の場合の対応</u> <u>NBC攻撃に対する対応については以下を対象とする。</u> ① 核兵器等 ② 生物兵器 ③ 化学兵器</p>								
<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 市における組織・体制の整備</p> <p>1 市の各部課室における平素の業務 <u>(別図表 3)</u></p> <p>2 市職員の参集基準</p> <p>(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 【市対策本部長の代替職員】</p> <table border="1"> <tr> <td>第1 順位</td> <td>第1分野担当 副市長</td> <td>第2 順位</td> <td>第2分野担当 副市長</td> </tr> </table>	第1 順位	第1分野担当 副市長	第2 順位	第2分野担当 副市長	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 市における組織・体制の整備</p> <p>1 市の各部課室における平素の業務 <u>(別図表 3)</u></p> <p>2 市職員の参集基準</p> <p>(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 【市対策本部長の代替職員】</p> <table border="1"> <tr> <td>第1 順位</td> <td>副市長</td> <td>第2 順位</td> <td>市民生活部長</td> </tr> </table>	第1 順位	副市長	第2 順位	市民生活部長
第1 順位	第1分野担当 副市長	第2 順位	第2分野担当 副市長						
第1 順位	副市長	第2 順位	市民生活部長						
<p>第2 関係機関との連携体制の整備</p> <p>4 指定公共機関等との連携</p> <p>(1)～(3) (略) <u>関係機関との協定一覧</u> <u>(別図表 4)</u></p>	<p>第2 関係機関との連携体制の整備</p> <p>4 指定公共機関等との連携</p> <p>(1)～(3) (略) <u>(削除)</u> <u>(別図表 4 削除)</u></p>								
<p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>施設・設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有</td> </tr> </table>	施設・設	(略)		・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>施設・設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有</td> </tr> </table>	施設・設	(略)		・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有
施設・設	(略)								
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有								
施設・設	(略)								
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有								

修正前（旧）		修正後（新）	
<p>線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</p> <p><u>(新規)</u></p>		<p>線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の公共ネットワーク等の情報通信手段の的確な運用・管理・整備を行う。 	
<p>・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</p>		<p>・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</p>	
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)

2 警報等の伝達に必要な準備

(1)～(2) (略)

(新規)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省

2 警報等の伝達に必要な準備

(1)～(2) (略)

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（削除）

修正前（旧）	修正後（新）
<p>令第44号。以下「安否情報省令」という。) 第2条に規定する<u>様式第3号の安否情報報告書の様式</u>により、県に報告する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>以下「安否情報省令」という。) 第1条に規定する<u>様式第1号及び第2号の安否情報収集様式</u>により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>
<p>第5 研修及び訓練</p> <p>1 (略)</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) 市における訓練の実施</p> <p>市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、<u>県警察、自衛隊等との連携を図る。</u></p>	<p>第5 研修及び訓練</p> <p>1 (略)</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) 市における訓練の実施</p> <p>市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、<u>消防、県警察、自衛隊等との連携による、N B C 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとする</u>よう努める。</p>
<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>(略)</p> <p>市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料</p> <p><u>(別図表5)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 高齢者、障がい者等避難行動要<u>援護者</u>への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応と</p>	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(別図表5 削除)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 高齢者、障がい者等避難行動要<u>支援者</u>への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応と</p>

修正前（旧）	修正後（新）
<p>して作成している<u>避難支援プラン</u>を活用しつつ、<u>災害時要援護者</u>の避難対策を講じる。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>して作成している<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用しつつ、<u>避難行動要支援者</u>の避難対策を講じる。</p> <p>(略)</p> <p><u>※【避難行動要支援者名簿について】</u></p> <p><u>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月）参照）。</u></p> <p><u>避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第 49 条の 10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。</u></p> <p><u>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p>
<p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、<u>必要な情報を提供するなど</u>県に協力する。</p> <p>市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。</p>	<p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、<u>施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど</u>県に協力する。</p> <p>市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。</p>
<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措</p>

修正前（旧）	修正後（新）																																								
<p>置</p> <p>1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>市緊急事態連絡室の構成等</p> <p>(表中)</p>	<p>置</p> <p>1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>市緊急事態連絡室の構成等</p> <p>(表中)</p>																																								
<table border="1"> <tr> <td>連絡室長</td><td>市長</td></tr> <tr> <td></td><td>副市長</td></tr> <tr> <td></td><td><u>総務企画部長</u></td></tr> <tr> <td>参考集室員</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>市民生活部長</td></tr> <tr> <td></td><td><u>生活課長</u></td></tr> <tr> <td></td><td>関係部課長</td></tr> </table>	連絡室長	市長		副市長		<u>総務企画部長</u>	参考集室員			市民生活部長		<u>生活課長</u>		関係部課長	<table border="1"> <tr> <td>連絡室長</td><td>市長</td></tr> <tr> <td></td><td>副市長</td></tr> <tr> <td></td><td><u>教育長</u></td></tr> <tr> <td>参考集室員</td><td><u>総合政策部長</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>総務部長</u></td></tr> <tr> <td></td><td>市民生活部長</td></tr> <tr> <td></td><td><u>健康福祉部長</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>産業振興部長</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>建設水道部長</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>会計管理者</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>議会事務局長</u></td></tr> <tr> <td></td><td>教育次長</td></tr> <tr> <td></td><td>関係部課長</td></tr> </table>	連絡室長	市長		副市長		<u>教育長</u>	参考集室員	<u>総合政策部長</u>		<u>総務部長</u>		市民生活部長		<u>健康福祉部長</u>		<u>産業振興部長</u>		<u>建設水道部長</u>		<u>会計管理者</u>		<u>議会事務局長</u>		教育次長		関係部課長
連絡室長	市長																																								
	副市長																																								
	<u>総務企画部長</u>																																								
参考集室員																																									
	市民生活部長																																								
	<u>生活課長</u>																																								
	関係部課長																																								
連絡室長	市長																																								
	副市長																																								
	<u>教育長</u>																																								
参考集室員	<u>総合政策部長</u>																																								
	<u>総務部長</u>																																								
	市民生活部長																																								
	<u>健康福祉部長</u>																																								
	<u>産業振興部長</u>																																								
	<u>建設水道部長</u>																																								
	<u>会計管理者</u>																																								
	<u>議会事務局長</u>																																								
	教育次長																																								
	関係部課長																																								
<p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>市対策本部組織図</p> <p><u>(別図表6)</u></p> <p>市対策本部各部・班の事務分掌</p> <p><u>(別図表7)</u></p>	<p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>市対策本部組織図</p> <p><u>(別図表6)</u></p> <p>市対策本部各部・班の事務分掌</p> <p><u>(別図表7)</u></p>																																								
<p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>(略)</p> <p><u>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。</u></p>																																								

修正前（旧）	修正後（新）
<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>1 警報の内容の伝達等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>市長から関係機関への警報の通知・伝達 <u>(別図表8)</u></p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容の伝達方法については、 当面の間は、現在市が保有する伝達手段 に基づき、原則として以下の要領により 行う。</p> <p>①～② (略) <u>(新規)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>災害時要援護者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配意する。 (略)</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>災害時要援護者</u>について、防災・福祉部局との連携の下で<u>避難支援プラン</u>を活用するなど、<u>災害時要援護者</u></p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>1 警報の内容の伝達等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>市長から関係機関への警報の通知・伝達 <u>(別図表8)</u></p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容は、<u>緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)</u>、<u>全国瞬時警報システム (J-ALERT)</u>等を活用し、<u>地方公共団体</u>に伝達される。市長は、<u>全国瞬時警報システム (J-ALERT)</u>と連携してい る情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>※全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>避難行動要支援者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配意する。 (略)</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>避難行動要支援者</u>について、防災・福祉部局との連携の下で<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用するなど、<u>避難行</u></p>

修正前（旧）	修正後（新）
<p>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>(4) (略)</p>	<p><u>動要支援者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>(4) (略)</p>
<p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>1 (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達</p> <p><u>(別図表9)</u></p>	<p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>1 (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達</p> <p><u>(別図表9)</u></p>
<p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>要援護者の避難方法の決定(避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)</u></p>	<p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>要支援者の避難方法の決定(避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)</u></p>
<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>自力歩行困難な災害時要援護者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する</p>	<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>避難行動要支援者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当す</p>

修正前（旧）	修正後（新）
<p>等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>る等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 大規模集客施設等における避難</u> <u>市は、大規模集客施設や旅客輸送関連</u> <u>施設の施設管理者等と連携し、施設の特</u> <u>性に応じ、当該施設等に滞在する者等に</u> <u>ついても、避難等の国民保護措置が円滑</u> <u>に実施できるよう必要な対策をとる。</u></p>
<p><u>(6) 高齢者、障がい者等への配慮</u></p> <p>市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、<u>災害時要援護者支援班</u>を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、<u>災害時要援護者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行う<u>ものとする。</u></p>	<p><u>(7) 高齢者、障がい者等への配慮</u></p> <p>市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、<u>避難行動要支援者支援班</u>を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、<u>避難行動要支援者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行う<u>ものとする</u>（「<u>避難行動要支援者名簿</u>」を活用しながら対応を行う。その際、<u>民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。</u>）。</p>
<p>（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることが多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）</p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p><u>(13) (略)</u></p>	<p>（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることが多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）</p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p><u>(13) (略)</u></p> <p><u>(14) (略)</u></p>
<p>弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>① 弾道ミサイル攻撃においては、<u>実際に</u> <u>弾道ミサイルが発射されたとの警報</u>が発令されたときは、住民は屋内に</p>	<p>弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、<u>当初は屋内避難が指示されること</u>から、警報と同時に、住民</p>

修正前（旧）	修正後（新）
<p><u>避難することが基本である。</u></p> <p><u>(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)</u></p>	<p><u>を屋内に避難させることが必要である。</u></p> <p><u>このため、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。</u></p> <p><u>また、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるように、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める。</u></p>
<p>② (略)</p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</p> <p><u>このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。</u></p> <p><u>このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</u></p>	<p>② (略)</p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。</p>
<p>また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p>	<p><u>このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるように、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</u></p> <p>また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。</p>
<p>第5章 救援</p> <p>1～2 略</p> <p>3 救援の内容</p>	<p>第5章 救援</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 救援の内容</p>

修正前（旧）	修正後（新）
<p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年厚生労働省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>
<p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>安否情報収集・整理・提供の流れ</p> <p>(図中)</p> <pre> graph LR Mayor["市長 (略)"] --> Governor["県知事 (略)"] Governor --> Minister["総務大臣（消 防庁） (略)"] style Mayor fill:#fff,stroke:#000,stroke-width:1px style Governor fill:#fff,stroke:#000,stroke-width:1px style Minister fill:#fff,stroke:#000,stroke-width:1px Governor -.-> Minister </pre>	<p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>安否情報収集・整理・提供の流れ</p> <p>(図中)</p> <pre> graph LR Mayor["市長 (略)"] --> Governor["県知事 (略)"] Governor --> Minister["総務大臣（消 防庁） (略)"] Governor --> ReportSystem["報システム"] style Mayor fill:#fff,stroke:#000,stroke-width:1px style Governor fill:#fff,stroke:#000,stroke-width:1px style Minister fill:#fff,stroke:#000,stroke-width:1px </pre>
<p>1 (略)</p> <p>2 県に対する報告</p> <p>市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方によることができない場合は、口頭や電話などの報告を行う。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 県に対する報告</p> <p>市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方によることができない場合は、口頭や電話などの報告を行う。</p>
<p>3 安否情報の照会に対する回答</p> <p>(1) 安否情報の照会に対する回答</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>3 安否情報の照会に対する回答</p> <p>(1) 安否情報の照会に対する回答</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 安否情報の照会に当たっては、照会</p>

修正前（旧）	修正後（新）
	<p><u>をする理由、照会に係る者を特定するためには必要な事項等を明らかにさせるとともに、安否情報照会書に記載されている氏名及び住所等と同一の氏名及び住所等が記載されている運転免許証、健康保険証、特別永住者証明書、在留カード、住民基本台帳カード等であって本人であることを確認するに足りるもの</u>の提示・提出を求める。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合、その他やむを得ない理由等により、当該書類を提示・提出することができない場合には、住所地市区町村に問い合わせることなどにより本人確認を行う。</p>
<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第4 <u>NBC攻撃による災害への対処</u></p> <p>(新規)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新規)</p>	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第4 <u>武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等</u></p> <p>1 <u>NBC攻撃による災害への対処</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 <u>武力攻撃原子力災害への対処</u></p> <p><u>本市には、原子力事業所が所在しないが、近隣県に立地する原子力事業所が武力攻撃を受けた場合や、本市内において、放射性物質輸送中に武力攻撃を受け、放射性物質又は放射線の輸送容器外への放出又は放出のおそれがある場合、周囲への影響にかんがみ、市は、次に掲げる措置を講じる。</u></p> <p>(1) <u>下野市地域防災計画等に準じた措置の実施</u></p> <p><u>市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、下野市地域防災計画等に定めら</u></p>

修正前（旧）	修正後（新）
	<u>れた措置に準じた措置を講じる。</u>
	<p><u>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報等</u></p>
	<p><u>① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、消防機関に連絡する。</u></p>
	<p><u>② 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。</u></p>
	<p><u>③ 消防機関は、消防職員の安全確保を図りながら、消火、救出、救護等必要な措置を講じる。</u></p>
	<p><u>(3) 退避の指示又は警戒区域の設定及び避難誘導等</u></p>
	<p><u>市は、周辺住民の身辺に危険が差し迫った場合には、県警察と連携をとり、退避の指示を行う。また、状況により、警戒区域を設定し、住民等の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は立ち退きを命令するとともに、必要により避難誘導等を実施し、住民等の身の安全を確保する。</u></p>
	<p><u>(4) モニタリングの実施</u></p>

修正前（旧）	修正後（新）
	<p><u>市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</u></p> <p>(5) 安定ヨウ素剤の服用</p> <p><u>市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</u></p> <p>(6) 避難退域時検査及び簡易除染の実施</p> <p><u>市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</u></p> <p>(7) 飲食物の摂取制限等</p> <p><u>市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</u></p>
<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>
<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>資料編</u></p> <p><u>(略)</u></p>

別図表1 修正後（新）

総人口・世帯数

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口（人）	57,447	59,132	59,483	59,431	59,507
世帯数（世帯）	17,901	19,378	20,501	21,394	23,497
一世帯当たり人数（人）	3.21	3.05	2.90	2.78	2.47

年齢別人口

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
年少人口 (0~14歳)	9,993 17.4%	9,426 15.9%	8,825 14.8%	8,206 13.8%	7,009 11.8%
生産年齢人口 (15~64歳)	39,057 68.0%	39,869 67.4%	39,174 65.9%	37,656 63.4%	34,829 58.5%
老人人口 (65歳以上)	8,376 14.6%	9,790 16.6%	11,300 19.0%	13,329 22.4%	14,912 25.1%
年齢不詳	21 0.0%	47 0.1%	184 0.3%	240 0.4%	2,757 4.6%
総数	57,447 100.0%	59,132 100.0%	59,483 100.0%	59,431 100.0%	59,507 100.0%

別図表1 修正前（旧）

地域別人口

(平成18年4月末日現在)

地名	人口(人)			世帯数(戸)
	男	女	計	
薬師寺	1,839	1,970	3,809	1,915
成田	91	87	178	43
町田	127	128	255	65
谷地賀	200	207	407	92
下文狭	56	60	116	30
田中	165	143	308	85
仁良川	822	808	1,630	485
本吉田	266	265	531	144
別当河原	39	39	78	19
下吉田	8	6	14	3
磯部	178	176	354	87
中川島	70	71	141	35
上川島	9	10	19	3
上吉田	88	90	178	40
三王山	288	312	600	161
絹板	169	156	325	81
花田	56	65	121	32
下坪山	367	366	733	206
上坪山	113	92	205	60
東根	100	100	200	49
祇園一丁目	275	300	575	215
祇園二丁目	830	864	1,694	582
祇園三丁目	716	823	1,539	508
祇園四丁目	275	300	575	201
祇園五丁目	546	569	1,115	382
緑一丁目	201	168	369	131
緑二丁目	469	491	960	325
緑三丁目	400	370	770	250
緑四丁目	562	532	1,094	351

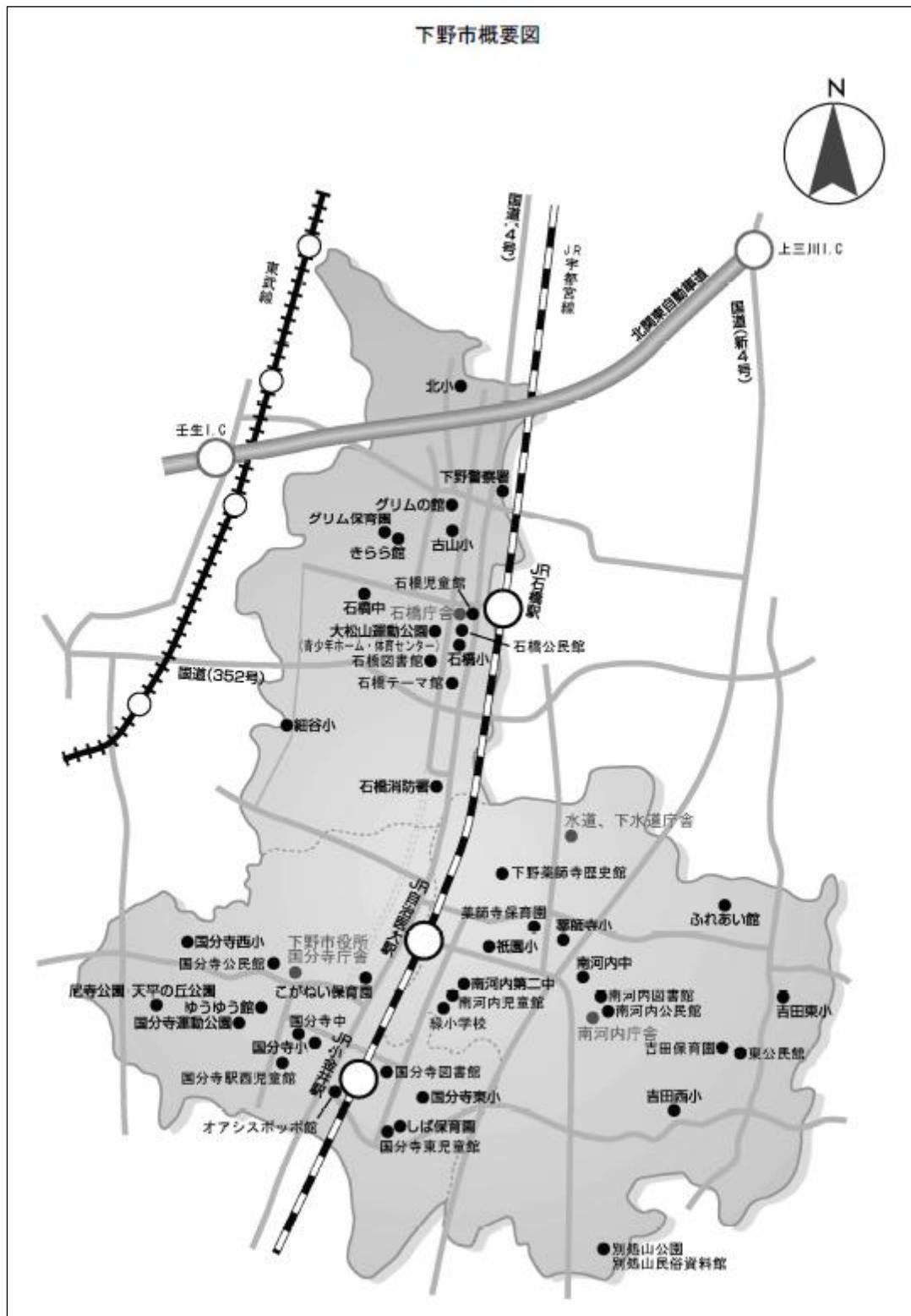
地名	人口(人)			世帯数(戸)
	男	女	計	
緑五丁目	561	593	1,154	376
緑六丁目	534	504	1,038	347
石橋	3,148	3,222	6,370	2,237
上大領	599	595	1,194	385
中大領	171	177	348	85
東前原	56	55	111	30
下大領	134	136	270	74
下石橋	605	560	1,165	404
大光寺一丁目	276	289	565	177
大光寺二丁目	256	257	513	159
大松山一丁目	102	124	226	81
花の木一丁目	121	131	252	90
花の木二丁目	50	40	90	34
花の木三丁目	161	159	320	104
上古山	863	852	1,715	524
下古山	3,127	3,075	6,202	2,196
下長田	247	244	491	160
上台	154	162	316	80
細谷	130	139	269	71
橋本	200	201	401	106
小金井	1,298	1,304	2,602	854
小金井一丁目	493	505	998	337
小金井二丁目	251	255	506	164
小金井三丁目	241	249	490	162
小金井四丁目	291	282	573	196
小金井五丁目	351	391	742	254
小金井六丁目	256	257	513	169
笹原	294	283	577	169
箕輪	186	198	384	141
川中子	1,138	1,130	2,268	701
国分寺	455	401	856	207
紫柴	43	44	87	27
駅東一丁目	237	240	477	230
駅東二丁目	124	122	246	101
駅東三丁目	202	181	383	170
駅東四丁目	245	267	512	196
駅東五丁目	250	257	507	225
駅東六丁目	165	195	360	135
駅東七丁目	146	152	298	108
医大前一丁目	163	173	336	135
医大前二丁目	77	74	151	71
医大前三丁目	120	137	257	102
医大前四丁目	144	152	296	148
烏ヶ森一丁目	293	311	604	202
烏ヶ森二丁目	78	89	167	59
合計	29,594	29,993	59,587	20,326

資料：住民基本台帳

別図表2 修正後（新）

(削除)

別図表2 修正前（旧）



別図表3 修正後（新）

部	課	平素の業務
総合政策部	総合政策課	1 市民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の伝達体制の整備に関すること。 2 電子計算組織等ＩＴ関係データのバックアップ体制の整備に関すること。
	市民協働推進課	1 市国民保護対策本部の運営体制の整備に関すること。
総務部	総務人事課	1 市国民保護対策本部の運営体制の整備に関すること。 2 特殊標章等の交付に関すること。 3 庁舎内の整備及び庁舎内の停電対策に関すること。 4 庁用車両の管理に関すること。
	財政課	1 市国民保護対策本部の運営体制の整備に関すること。
	契約検査課	1 輸送体制の整備に関すること。
	税務課	1 被害調査体制の整備に関すること。
	議事課	1 市国民保護対策本部の運営体制の整備に関すること。
	会計課	1 市国民保護対策本部の運営体制の整備に関すること。
	行政委員会事務局	1 市国民保護対策本部の運営体制の整備に関すること。
市民生活部	安全安心課	1 市国民保護対策本部体制の整備に関すること。 2 避難実施要領の策定に関すること。 3 防災行政無線の整備・運用に関すること。 4 職員の動員体制の整備に関すること。 5 国民保護措置についての訓練に関すること。
	市民課	1 安否情報の収集体制の整備に関すること。 2 避難誘導体制の整備に関すること。 3 避難施設の運営体制の整備に関すること。
	環境課	1 廃棄物の処理に関すること。 2 防疫及び清掃に関すること。 3 し尿処理に関すること。
健康福祉部	社会福祉課	1 非常時において支援を要する者の避難誘導体制の整備に関すること。 2 避難施設の運営体制の整備に関すること。
	こども福祉課	1 児童生徒の避難誘導体制の整備に関すること。
	高齢福祉課	1 非常時において支援を要する者の避難誘導体制の整備に関すること。 2 避難施設の運営体制の整備に関すること。
	健康増進課	1 医療、助産体制の整備に関すること。 2 医薬品、衛生材料の供給体制の整備に関すること。
産業振興部	農政課	1 主要食料及び生活必需品の調達・供給体制の整備に関すること。
	商工観光課	1 主要食料及び生活必需品の調達・供給体制の整備に関すること。
建設水道部	建設課	1 応急復旧体制の整備に関すること。 2 市内建設業者との連絡調整に関すること。 3 障害物の除去体制の整備に関すること。
	都市計画課	1 応急復旧体制の整備に関すること。 2 市内建設業者との連絡調整に関すること。 3 障害物の除去体制の整備に関すること。
	区画整理課	1 応急復旧体制の整備に関すること。 2 市内建設業者との連絡調整に関すること。 3 障害物の除去体制の整備に関すること。
	水道課	1 水道施設の管理に関すること。 2 応急給水体制の整備に関すること。
	下水道課	1 下水道施設の管理に関すること。
	教育総務課	1 児童生徒の避難誘導体制の整備に関すること。 2 避難施設の運営体制の整備に関すること。
教育委員会事務局	学校教育課	1 児童生徒の避難誘導体制の整備に関すること。 2 避難施設の運営体制の整備に関すること。
	生涯学習文化課	1 避難施設の運営体制の整備に関すること。
	文化財課	1 避難施設の運営体制の整備に関すること。
	スポーツ振興課	1 避難施設の運営体制の整備に関すること。
消防団		(略)

別図表3 修正前（旧）

部	課	平素の業務
総務企画部	総務課	1 市国民保護対策本部の運営体制の整備に関すること。 2 特殊標章等の交付に関すること。
	企画財政課	1 電子計算組織等ＩＴ関係データのバックアップ体制の整備に関すること。
	管財課	1 庁舎内の整備及び庁舎内の停電対策に関すること。 2 庁用車両の管理に関すること。 3 輸送体制の整備に関すること。
	税務課	1 被害調査体制の整備に関すること。
	秘書広報課	1 市民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の伝達体制の整備に関すること。
市民生活部	生活課	1 市国民保護対策本部体制の整備に関すること。 2 避難実施要領の策定に関すること。 3 防災行政無線の整備・運用に関すること。 4 職員の動員体制の整備に関すること。 5 国民保護措置についての訓練に関すること。
	市民課	1 安否情報の収集体制の整備に関すること。 2 避難誘導体制の整備に関すること。 3 避難施設の運営体制の整備に関すること。
	環境課	1 廃棄物の処理に関すること。 2 防疫及び清掃に関すること。 3 尿処理に関すること。
健康福祉部	社会福祉課	1 非常時において支援を要する者の避難誘導体制の整備に関すること。 2 避難施設の運営体制の整備に関すること。
	高齢福祉課	1 非常時において支援を要する者の避難誘導体制の整備に関すること。 2 避難施設の運営体制の整備に関すること。
	健康増進課	1 医療、助産体制の整備に関すること。 2 医薬品、衛生材料の供給体制の整備に関すること。
教育委員会事務局	学校教育課	1 児童生徒の避難誘導体制の整備に関すること。 2 避難施設の運営体制の整備に関すること。
	生涯学習課	1 避難施設の運営体制の整備に関すること。
	スポーツ振興課	1 避難施設の運営体制の整備に関すること。
経済建設部	産業振興課	1 主要食料及び生活必需品の調達・供給体制の整備に関すること。
	建設課	1 応急復旧体制の整備に関すること。 2 市内建設業者との連絡調整に関すること。 3 障害物の除去体制の整備に関すること。
上下水道部	水道課	1 水道施設の管理に関すること。 2 応急給水体制の整備に関すること。
	下水道課	1 下水道施設の管理に関すること。
消防団		(略)

別図表4 修正後（新）

(削除)

別図表4 修正前（旧）

関係機関との協定一覧

No.	協定等の名称	協定締結先	締結年月日
1	災害時における市町村相互応援に関する協定	栃木県内の市町村	平成8年7月30日
2	石橋地区消防相互応援協定書	上三川町 壬生町 石橋地区消防組合	平成8年4月1日
3	災害時における備蓄品の共同利用に関する協定	宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、日光市、上三川町、上河内町、河内町、西方町、二宮町、芳賀町、壬生町、高根沢町	平成18年3月20日
4	災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定	株式会社東武宇都宮百貨店 株式会社福田屋百貨店	平成18年3月20日
5	災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定	とちぎコープ生活協同組合	平成18年3月20日
6	災害時における食糧・生活必需品等の輸送協力に関する協定	赤帽栃木県軽自動車運送協同組合	平成18年3月20日
7	災害時における物資の供給に関する協定	関東フーズサービス（株）	平成19年2月19日

別図表5 修正後（新）

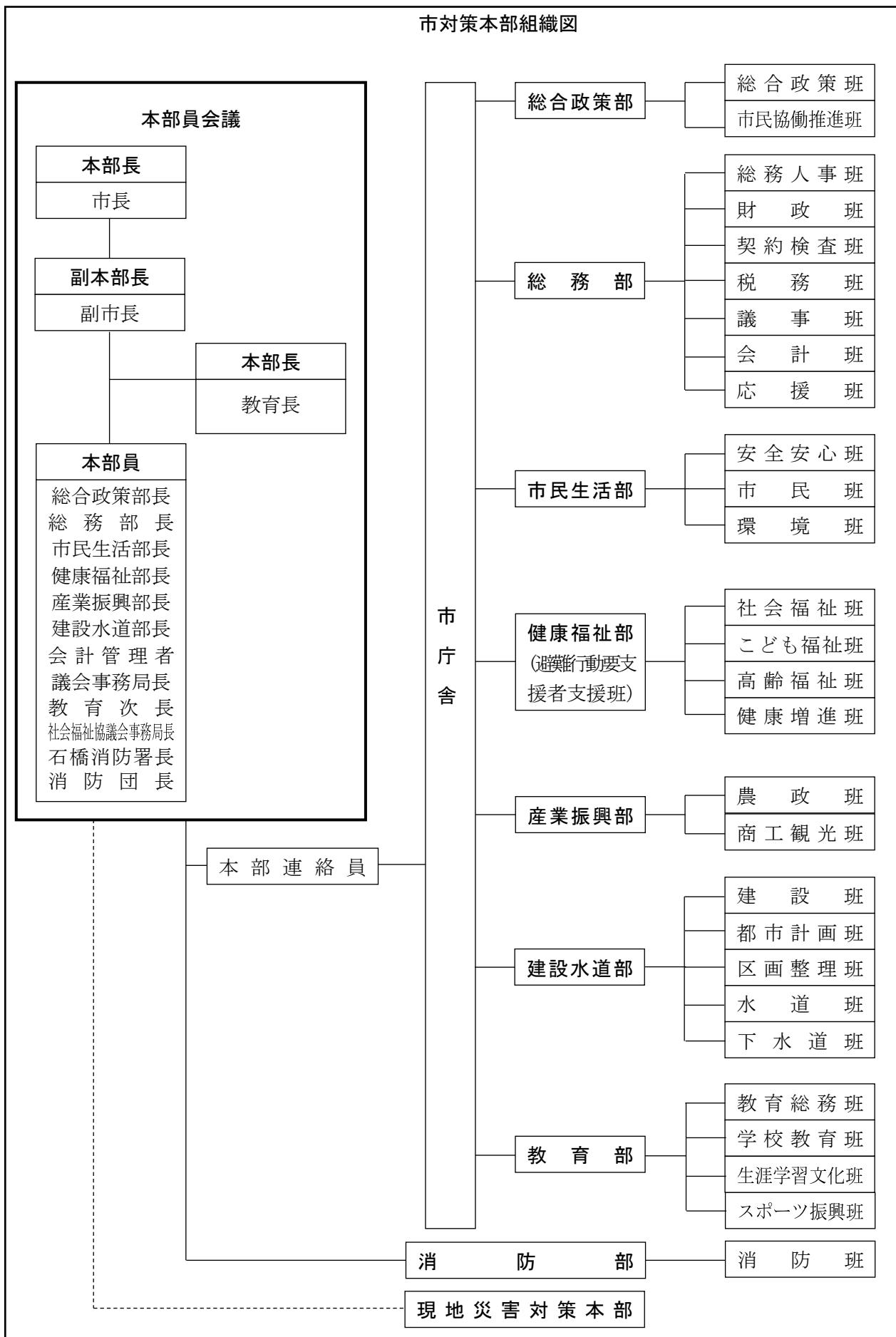
(削除)

別図表5 修正前（旧）

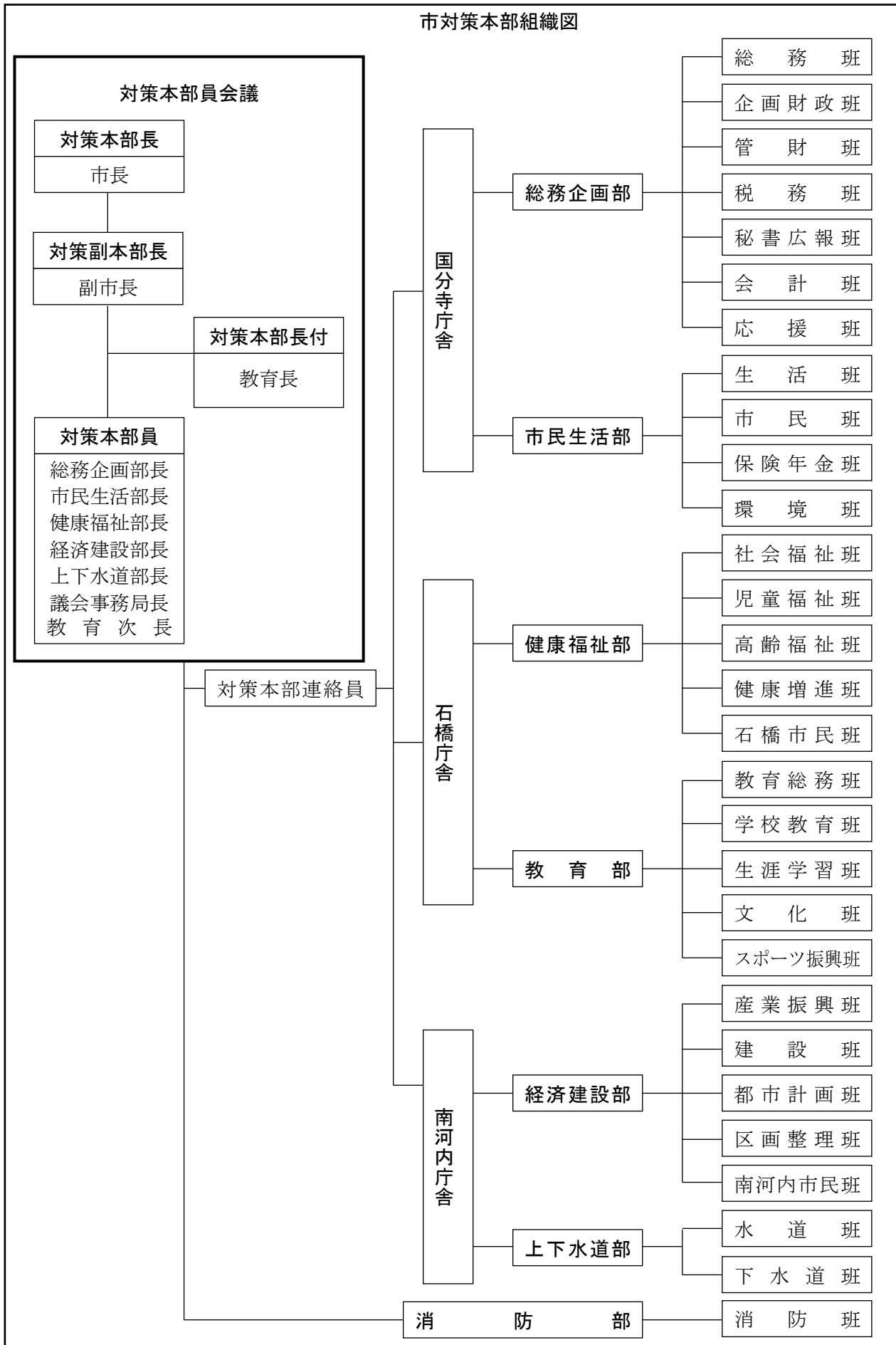
市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料

No.	区分	詳細等
1	地図	○市全図、住宅地図
2	人口動態のリスト	○人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ
3	区域内の道路網のリスト	○避難経路として想定される国道、県道、市道等の道路のリスト
4	輸送力のリスト	○鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ ○鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ
5	避難施設のリスト	○データベース策定後は、当該データベース ○避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト
6	備蓄物資、調達可能物資のリスト	○備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト
7	生活関連等施設等のリスト	○避難住民の誘導に影響を与えるかねない一定規模以上のもの
8	関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧及び協定	○関係機関の住所、連絡先等のリスト ○災害時の相互応援協定等
9	自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧	○代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等
10	消防機関のリスト	○消防本部・署の所在地等の一覧 ○消防団長及び幹部団員等の連絡先 ○消防機関の装備資機材のリスト
11	災害時要援護者の避難支援プラン	

別図表6 修正後（新）



別図表6 修正前（旧）



別図表7 修正後（新）

市対策本部各部・班の事務分掌

(◎は部長／○は班長／・は班員)

部	班	事務分掌
総合政策部 ◎総合政策部長	総合政策班 ◇総合政策課長 ・総合政策課	1 災害広報に関すること。 2 災害見舞者及び視察の対応に関すること。 3 他市町との連絡調整に関すること。 4 災害記録の収集、保管に関すること。 5 報道機関に対する災害情報等の提供に関すること。 6 J R 各駅との連絡に関すること。 7 バス路線の被害状況、運行状況の把握に関すること。 8 電子計算組織等システムの復旧に関すること。
	市民協働推進班 ◇市民協働推進課長 ・市民協働推進課	1 自治会、自主防災組織等との連絡に関すること。 2 人的被害の調査・把握に関すること。 3 コミュニティセンターの被害調査・報告に関すること。
総務部 ◎総務部長 ○議会事務局長 ○会計管理者	総務人事班 ◇総務人事課長 ・総務人事課	1 参集職員の把握・管理に関すること。 2 災害対策活動従事者の食料の配付に関すること。 3 市有財産、施設の災害対策に関すること。 4 庁舎内の整備及び庁舎内の停電対策に関すること。 5 庁用車両の集中管理及び配車に関すること。 6 燃料の確保に関すること。
	契約検査班 ◇契約検査課長 ・契約検査課	1 救援物資の輸送に関すること。 2 物資の調達・収容及び配分に関すること。 3 輸送車両の協力依頼に関すること。
	財政班 ◇財政課長 ・財政課	1 災害対策予算の編成に関すること。 2 公費負担に係る損失補償額の裁定に関すること。
	税務班 ◇税務課長 ・税務課	1 被害不明地域への被害調査に関すること。 2 救援物資等の仕分け、配分等に関すること。 3 罷災証明書及び被災証明書の発行に関すること。 4 災害に伴う市税等の納税猶予及び減免措置に関すること。 5 部内他班の応援に関すること。
	議事班 ◇議事課長 ・議事課	1 市議会との連絡に関すること。 2 部内他班及び市民生活部安全安心班の応援に関すること。
	会計班 ・会計課	1 災害見舞金、義援金の受付、保管及び配分に関すること。
	応援班 ◇行政委員会事務局長 ・行政委員会事務局	1 市民生活部安全安心班の応援に関すること。

部	班	事務分掌
市民生活部 ◎市民生活部長	安全安心班 ◇安全安心課長 ・安全安心課	1 防災及び救助救出業務の総合企画に関すること。 2 本部の開設、閉鎖に関すること。 3 本部長の命令伝達に関すること。 4 本部の庶務に関すること。 5 本部員会議に関すること。 6 防災行政無線に関すること。 7 消防団との連絡に関すること。 8 職員の動員に関すること。 9 災害情報及び被害状況の取りまとめに関すること。 10 気象注意報、警報等の受理・伝達に関すること。 11 県等への被害状況報告に関すること。 12 災害救助法の適用申請に関すること。 13 県及び関係機関等への応援要請に関すること。 14 関係機関との連絡及び各部の連絡調整に関すること。 15 自衛隊派遣要請に関すること。
	市民班 ◇市民課長 ・市民課	1 避難者の誘導に関すること。 2 避難所の開設に関すること。 3 埋火葬許可証発行に関すること。
	環境班 ◇環境課長 ・環境課	1 廃棄物の処理に関すること。 2 狂犬病予防対策に関すること。 3 し尿処理に関すること。 4 埋・火葬に関すること。 5 災害による公害対策に関すること。
健康福祉部 (避難行動要支援者支援班) ◎健康福祉部長 (班長)	社会福祉班 ◇社会福祉課長 ・社会福祉課	1 炊き出しのとりまとめに関すること。 2 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に関すること。 3 社会福祉施設の災害対策に関すること。 4 災害弔慰金、災害援護資金に関すること。 5 社会福祉施設を避難所とする場合の協力に関するこ と。 6 災害ボランティアセンターの周知に関すること。
※ 健康増進班 以外の保健師 は、要請により 健康増進班の 一部の業務を を行うこととす る。	こども福祉班 ◇こども福祉課長 ・こども福祉課	1 保育園児等の安全確保、避難に関すること。 2 保育園児等の応急保育に関すること。 3 保育園等教育・保育施設の災害対策に関すること。 4 児童館等児童福祉施設を避難所とする場合の協力に に関すること。
	高齢福祉班 ◇高齢福祉課長 ・高齢福祉課	1 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に関する こと。 2 高齢者福祉施設の災害対策に関すること。 3 高齢者福祉施設を福祉避難所とする場合の協力に に関すること。

部	班	事務分掌
	健康増進班 ◇健康増進課長 ・健康増進課	1 災害時の医療、助産活動に関すること。 2 被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。 3 医薬品、医療器具類の供給確保に関すること。 4 救護所の設置及び救護班の出動要請に関すること。 5 保健センターの災害対策に関すること。 6 県南健康福祉センターとの連携調整に関すること。
産業振興部 ◎産業振興部長	農政班 ◇農政課長 ◇農業委員会事務局長 ・農政課 ・農業委員会事務局	1 農地及び農業用施設の被害調査、報告及び復旧に関すること。 2 農業関係機関及び農業団体との連絡調整に関すること。 3 農作物病害虫の防除に関すること。 4 被災者に対する主要食料の確保、供給に関すること。 5 被災家畜の飼料、防疫及び診断に関すること。 6 死亡獣畜の処理に関すること。 7 被災農家に関する経営資金・復旧資金の融資に関すること。
	商工観光班 ◇商工観光課長 ・商工観光課	1 商工業事業所の被害調査、報告に関すること。 2 観光施設の被害調査、報告に関すること。 3 商工会及び観光協会との連絡調整に関すること。 4 被災者に対する生活必需品の確保、供給に関すること。 5 被災商工業者の金融対策に関すること。
建設水道部 ◎建設水道部長	建設班 ◇建設課長 ・建設課	1 公共土木施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 2 応急土木資機材の確保に関すること。 3 県土木事務所等関係機関との連絡調整に関すること。 4 市内建設業者との連絡調整に関すること。 5 市道等の交通規制等に関すること。 6 市道等における障害物の除去に関すること。 7 水防活動の協力に関すること。
	都市計画班 ◇都市計画課長 ・都市計画課	1 宅地及び建築物の被害調査、報告に関すること。 2 都市計画施設の被害調査、報告及び災害対策に関すること。 3 市営住宅の被害調査及び災害対策に関すること。 4 応急仮設住宅の設置、被災住宅の応急修理に関すること。 5 公園施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 6 被害住宅復興資金に関すること。
	区画整理班 ◇区画整理課長 ・区画整理課	1 区画整理地内の宅地及び建築物の被害調査、報告に関すること。 2 区画整理地内の都市計画施設の被害調査、報告及び被害対策に関すること。 3 部内他班の応援に関すること。

部	班	事務分掌
	水道班 ◇水道課長 ・水道課	1 水道施設の被害調査、報告に関すること。 2 水道施設の応急修理、復旧に関すること。 3 給水用資機材の調達に関すること。 4 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関すること。 5 飲料水の供給確保に関すること。
	下水道班 ◇下水道課長 ・下水道課	1 下水道施設の被害状況調査、報告に関すること。 2 下水道施設の応急修理、復旧に関すること。 3 仮設トイレの設置に関すること。 4 災害時の排水施設に関すること。 5 集落排水に関すること。 6 鬼怒川上流流域下水道事務所との連絡調整に関すること。
教育部 ◎教育次長	教育総務班 ◇教育総務課長 ・教育総務課	1 学校教育施設の応急修理に関すること。 2 災害時の学校給食対策に関すること。
	学校教育班 ◇学校教育課長 ・学校教育課	1 児童生徒の安全確保、避難に関すること。 2 学校教育施設の被害状況調査、報告に関すること。 3 学校教育施設を避難所とする場合の協力に関すること。 4 児童生徒の保健衛生に関すること。 5 児童生徒の応急教育に関すること。 6 学用品の給与に関すること。 7 炊き出しの協力に関すること。
	生涯学習文化班 ◇生涯学習文化課長 ◇文化財課長 ・生涯学習文化課 ・文化財課	1 社会教育施設の被害状況調査、報告に関すること。 2 社会教育施設を避難所とする場合の協力に関すること。 3 炊き出しの協力に関すること。 4 文化財の被害状況調査、報告に関すること。
	スポーツ振興班 ◇スポーツ振興課長 ・スポーツ振興課	1 スポーツ振興施設の被害状況調査、報告に関すること。 2 スポーツ振興施設を避難所とする場合の協力に関すること。
消防部 ◎消防団長	消防班 ◇各分団長 ・消防団員	1 消防団の総括運用に関すること。 2 災害情報の受理及び出動命令に関すること。 3 災害防御対策に関すること。 4 避難者の誘導に関すること。 5 救助・救出に関すること。 6 消防及び水防に関すること。

別図表7 修正前（旧）

市対策本部各部・班の事務分掌

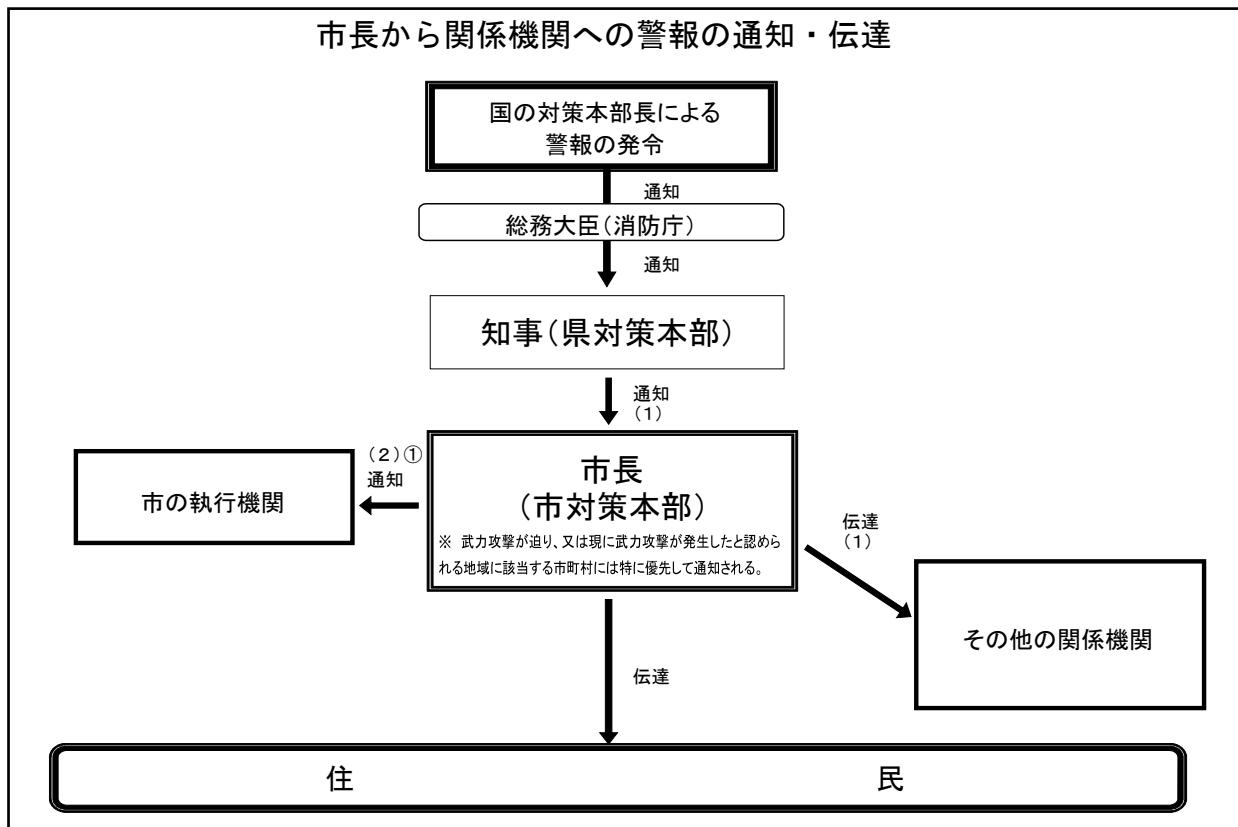
(◎は部長／○は班長／・は班員)

部	班	事務分掌
総務企画部 ◎総務企画部長	総務班 ○総務課長 ・総務課 ・議会事務局	1 市議会との連絡に関すること。 2 職員の安否確認に関すること。 3 特殊標章等の交付に関すること。 4 対策活動従事者の食料の確保に関すること。 5 り災証明その他証明書の発行に関すること。
	企画財政班 ○企画財政課長 ・企画財政課	1 JR各駅との連絡に関すること。 2 バス路線の被害状況、運行状況の把握に関すること。 3 電子計算組織等IT関係データのバックアップに関すること。 4 公費負担に係る損失補償額の裁定に関すること。
	管財班 ○管財課長 ・管財課	1 市有財産、施設の応急対策に関すること。 2 庁舎内の整備及び庁舎内の停電対策に関すること。 3 庁用車両の集中管理及び配車に関すること。 4 燃料の確保に関すること。 5 輸送車両の協力依頼に関すること。 6 救援物資の輸送に関すること。 7 物資の調達及び収容処分に関すること。
	税務班 ○税務課長 ・税務課	1 被害不明地域への被害調査に関すること。 2 救援物資等の仕分け、配分等に関すること。 3 住家被害の調査に関すること。 4 固定資産の被災証明に関すること。 5 市税等の納税猶予及び減免措置に関すること。
	秘書広報班 ○秘書広報課長 ・秘書広報課	1 市民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること。 2 広報紙による広報に関すること。 3 市ホームページによる広報に関すること。 4 見舞者及び視察の対応に関すること。 5 他市町村との連絡調整に関すること。 6 被害記録の収集、保管に関すること。 7 報道機関に対する被害情報等の提供に関すること。
	会計班 ○会計課長 ・会計課	1 救援及び復旧資金の調達斡旋に関すること。 2 見舞金、義援金の受付、保管及び配分に関すること。
	応援班 ○行政委員会事務局長 ・行政委員会事務局	1 部内他班及び市民生活部生活班の応援に関すること。
市民生活部 ◎市民生活部長	生活班 ○生活課長 ・生活課	1 対策本部に関すること。 2 避難実施要領の策定に関すること。 3 対策本部の開設、閉鎖に関すること。 4 対策本部長の命令伝達に関すること。 5 対策本部員会議に関すること。 6 防災行政無線に関すること。 7 自治会、自主防災組織等との連絡に関すること。 8 消防団との連絡に関すること。 9 職員の動員に関すること。 10 被害状況の取りまとめに関すること。 11 県等への被害状況報告に関すること。 12 県及び関係機関等への応援要請に関すること。 13 関係機関との連絡及び各部の連絡調整に関すること。 14 自衛隊派遣要請に関すること。

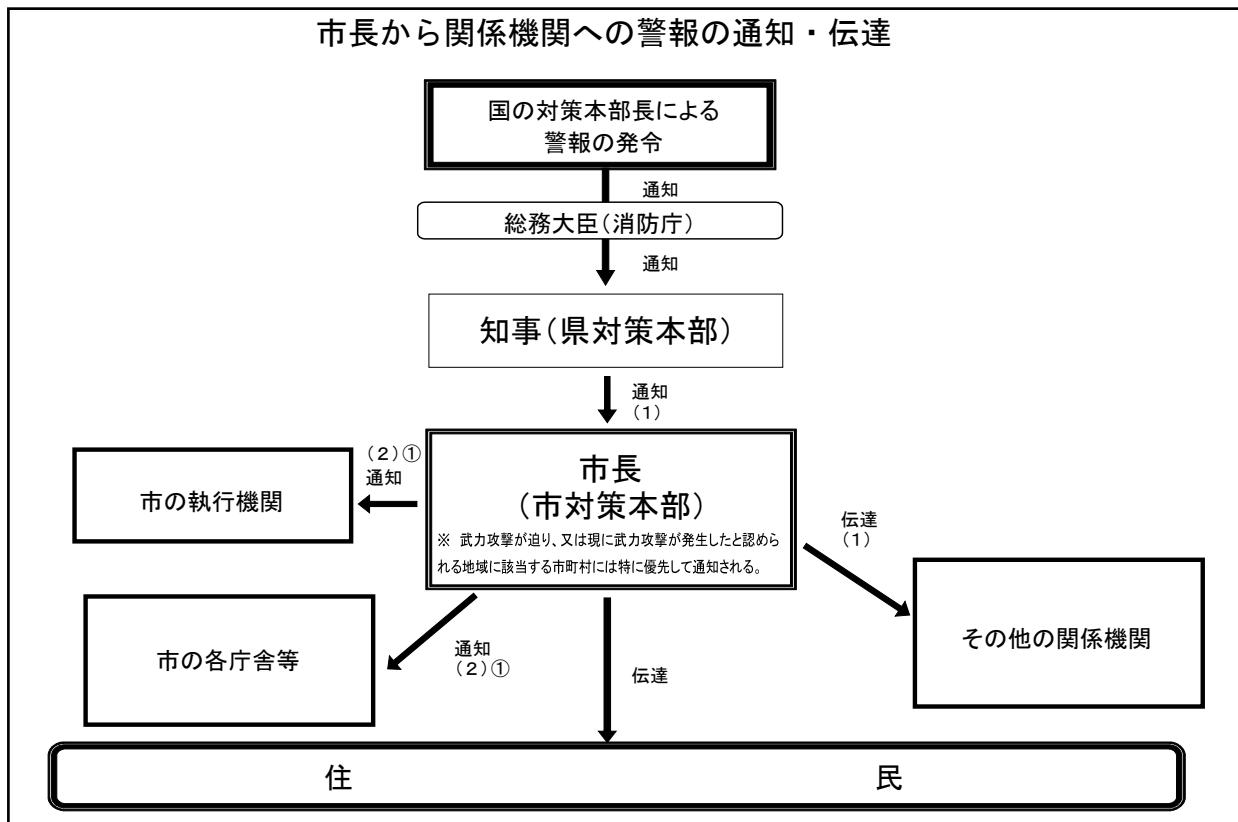
	市民班 ○市民課長 ・市民課	1 安否情報の収集に関すること。 2 避難者の誘導に関すること。 3 避難施設の運営体制の整備に関すること。 4 市民からの問い合わせ、要望、相談等に関すること。 5 遺体の収容及び埋火葬に関すること。
	保険年金班 ○保険年金課長 ・保険年金課	1 非常時の国民年金給付事務に関すること。 2 部内他班の応援に関すること。
	環境班 ○環境課長 ・環境課	1 廃棄物の処理に関すること。 2 防疫及び清掃に関すること。 3 し尿処理に関すること。 4 生活環境に関すること。 5 斎場に関すること。 6 公害対策に関すること。
健康福祉部 ○健康福祉部長	社会福祉班 ○社会福祉課長 ・社会福祉課	1 炊き出しに関すること。 2 ボランティア活動の支援に関すること。 3 ボランティアニーズの把握に関すること。 4 社会福祉施設の応急対策に関すること。 5 社会福祉施設を避難施設とする場合の協力に関するこ と。
	児童福祉班 ○児童福祉課長 ・児童福祉課	1 保育園児の安全確保、避難に関すること。 2 保育園児の応急保育に関すること。 3 保育園等児童福祉施設の応急対策に関すること。 4 児童館等児童福祉施設を避難施設とする場合の協力に に関すること。
	高齢福祉班 ○高齢福祉課長 ・高齢福祉課	1 高齢者等配慮を要する者の保護に関すること。 2 高齢者福祉施設の応急対策に関すること。
	健康増進班 ○健康増進課長 ・健康増進課	1 医療、助産活動に関すること。 2 被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関するこ と。 3 医薬品、衛生材料の供給確保に関すること。 4 救護所の設置及び救護班の出動要請に関すること。 5 日赤との連絡調整に関すること。 6 健康増進施設の応急対策に関すること。
	石橋市民班 ○市民課長 ・市民課	1 市民からの問い合わせ、要望、相談等に関すること。 2 災証明に関すること。 3 広報に関すること。
教育部 ○教育次長	教育総務班 ○教育総務課長 ・教育総務課	1 教育関係の被害状況調査、報告に関すること。 2 学用品の給与に関すること。
	学校教育班 ○学校教育課長 ・学校教育課	1 児童生徒の安全確保、避難に関すること。 2 学校教育施設の被害状況調査、報告に関すること。 3 学校教育施設を避難施設とする場合の協力に関するこ と。 4 児童生徒の保健衛生に関すること。 5 児童生徒の応急教育に関すること。 6 学校給食対策に関すること。 7 炊き出しの協力に関すること。
	生涯学習班 ○生涯学習課長 ・生涯学習課	1 生涯学習施設の被害状況調査、報告に関すること。 2 生涯学習施設を避難施設とする場合の協力に関するこ と。 3 炊き出しの協力に関すること。
	文化班 ○文化課長 ・文化課	1 文化財の被害状況調査、報告に関すること。
	スポーツ振興班 ○スポーツ振興課長 ・スポーツ振興課	1 スポーツ振興施設の被害状況調査、報告に関すること。 2 スポーツ振興施設を避難施設とする場合の協力に関す ること。

経済建設部 ◎経済建設部長	産業振興班 ○産業振興課長 ○農業委員会事務局長 ・産業振興課 ・農業委員会事務局	1 農地及び農業用施設の被害調査、報告及び復旧に関すること。 2 農業関係機関及び農業団体との連絡調整に関すること。 3 商工観光施設の被害調査、報告に関すること。 4 商工観光団体との連絡調整に関すること。 5 被災者に対する主要食料の確保、供給に関すること。 6 被災者に対する生活必需品の確保、供給に関すること。 7 被災家畜の飼料、防疫及び診断に関すること。 8 死亡獣畜の処理に関すること。 9 被災商工業者の金融対策に関すること。 10 被災農家に関する経営資金及び復旧資金の融資に関すること。
	建設班 ○建設課長 ・建設課	1 公共土木施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 2 応急土木資機材の確保に関すること。 3 市内建設業者との連絡調整に関すること。 4 障害物の除去に関すること。 5 水防活動の協力に関すること。
	都市計画班 ○都市計画課長 ・都市計画課	1 宅地及び建築物の被害調査、報告に関すること。 2 都市計画施設の被害調査、報告及び応急対策に関すること。 3 市営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 4 応急仮設住宅の設置、被災住宅の応急修理に関すること。 5 公園施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 6 被害住宅復興資金に関すること。
	区画整理班 ○区画整理課長 ・区画整理課	1 部内他班の応援に関すること。
	南河内市民班 ○市民課長 ・市民課	1 市民からの問い合わせ、要望、相談等に関すること。 2 災証明に関すること。 3 広報に関すること。
上下水道部 ◎上下水道部長	水道班 ○水道課長 ・水道課	1 水道施設の被害調査、報告に関すること。 2 水道施設の応急修理、復旧に関すること。 3 給水装置工事事業者との連絡調整に関すること。 4 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関すること。 5 飲料水の供給確保に関すること。
	下水道班 ○下水道課長 ・下水道課	1 下水道施設の被害状況調査、報告に関すること。 2 下水道施設の応急修理、復旧に関すること。 3 仮設トイレの設置に関すること。 4 排水施設の応急対策に関すること。 5 集落排水に関すること。 6 鬼怒川上流流域下水道事務所との連絡調整に関すること。
消防部 ◎消防団長	消防班 ○各分団長	1 消防団の総括運用に関すること。 2 被害情報の受理及び出動命令に関すること。 3 防御対策に関すること。 4 避難者の誘導に関すること。 5 救助・救出に関すること。 6 消防及び水防に関すること。

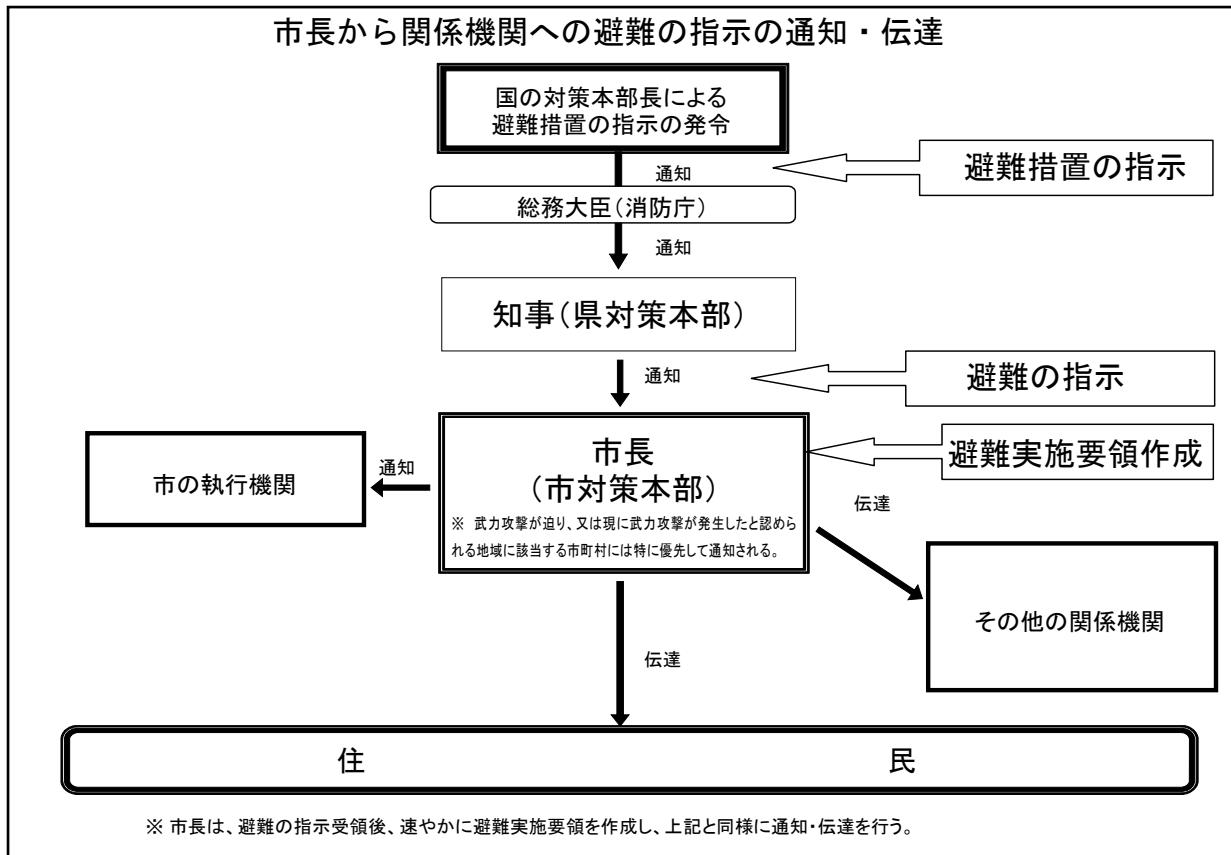
別図表8 修正後（新）



別図表8 修正前（旧）



別図表9 修正後（新）



別図表9 修正前（旧）

